

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
るときは、その
翌日)

目 次

- ◇告 示 小型機船底びき網漁業に係る許可の申請期間(水産課)
- ◇公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)
- ◇公 告 第二種大規模小売店舗の出店調整処理状況(商工指導課)
- 警備員指導教育責任者講習の実施(防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第三百六十三号

鳥取県海面漁業調整規則(昭和四十年鳥取県規則第四十六号)第九条第二項の規定に基づき、小型機船底びき網漁業に係る許可の申請期間を平成五年四月九日から同月二十三日までと定めたので、同条第三項の規定により告示する。

平成五年四月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十六号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成五年四月六日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	ビッグボンバー	豊丸産業株式会社
"	スーパーポトル	"
"	ホッパミーガー	"
"	認識ウインター2	株式会社竹屋
"	CRF・キングI	株式会社三共

公 告

平成4年度第3四半期(10月～12月)内の第2種大規模小売店舗の新設及び種別変更に係る出店調整処理状況を次のとおり公表する。

平成5年4月6日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 平成4年度第3四半期内に「出店調整の処理」が終了した案件の出店調整の処理期間別件数

処理期間	3月以内のもの	3月を超え6月以内のもの	6月を超え9月以内のもの	9月を超え12月以内のもの	合計
件数	1	1	1	0	3

備考

この表において「処理期間」とは、次に掲げる各期間を合計した期間をいう。

- 1 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号。以下「法」という。)第3条第1項又は第3条の2第1項の規定による届出(以下「法3条等届出」という。)がされた日から地元説明終了の日まで
- 2 法第5条第1項又は第6条第2項の規定による届出(以下「法5

条等届出」という。)がされた日から法第7条第1項の規定による勧告を行った日(勧告を行わない場合は、同項の期間が満了する日)まで

2 平成4年12月31日現在の出店調整の処理状況別件数

処理状況	法3条等届出以後地元説明終了以前のもの	地元説明終了後法5条等届出前のもの	法5条等届出以後大規模小売店舗の意向の取扱い以前のもの	意見集約中のもの	鳥取県大規模小売店舗審議会での審議中のもの	合計
件数	1	1	2	2	0	6

警備業法(昭和47年法律第117号)第11条の3第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成5年4月6日

鳥取県公安委員長 徳 田 博 司

- 1 実施日時
 - (1) 平成5年5月17日(月)から同月21日(金)まで
 - (2) 時間 午前9時から午後5時40分まで
- 2 実施場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県議会棟大会議室(3階)
- 3 講習事項

- (1) 警備業務実施の基本原則に関すること。
- (2) 警備業務法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。
- (3) 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。
- (4) 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。
- (5) その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。

4 受講手続

- (1) 受講申込書の受付期間
平成5年4月12日(月)から同年5月7日(金)まで(郵送の場合は、平成5年5月8日(土)までの消印のあるものは、有効とする。)
- (2) 受講申込書の提出先
ア 県内に住所を有する者
住所地在管轄する警察署
イ 県外に住所を有する者
鳥取県警察本部防犯部防犯少年課
- (3) 提出書類
ア 所定の様式による警備員指導教育責任者講習受講申込書 2通
イ 写真
縦横各3センチメートルで、受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真を受講申込書の所定の欄にはり付けること。
ウ 受講手数料
31,000円
イ 納付方法

アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書正本の下部欄外の余白にはり付けること。この場合、消印をしないこと。

5 その他

- (1) 講習終了後に終了考査を行う。
- (2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- (3) この講習についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部防犯部防犯少年課(電話0857-23-0111)にすること。